

会 長	事務局長	局長補佐兼係長

第810回

宿毛市農業委員会総会

1. 日 時 平成31年3月1日（金曜日）午後1時30分

2. 場 所 宿毛市役所3階 委員会室

3. 出席者（17名）

1 番 田村 磨利	2 番 山口 一晴	3 番 濱田 頼之
4 番 山本 欣史	5 番 岩本 誠司	6 番 小川 節美
7 番 澤田 誠規	8 番 今津 久雄	9 番 小島 久司
10 番 寺田 巧	11 番 羽賀 大透	

1 番 松本 功	3 番 川島 照久	4 番 西山 讓
5 番 細川 秀信	6 番 山本 大	7 番 浦田 久永

4. 欠席者（1名）

2 番 保田 稔

5. 事務局等出席者

事務局長 岩田 明仁 事務局長補佐兼農地係長 小松 憲司
産業振興課農業振興係長 舩谷 心悟

6. 付議案件

議案第1号 農地法第3条許可申請審査について
議案第2号 宿毛市農用地利用集積について
議案第3号 宿毛市農業振興地域整備計画の変更について（諮問）
議案第4号 一般社団法人スタートアグリカルチャーすくも
農地利用集積円滑化事業規程の制定について（諮問）

○議長 (会長あいさつ)

また、今日は30年度の最後の総会になります。皆様の協力の下、スムーズな会を進めて行きたいと思いますのでよろしくお願いします。

これより第810回宿毛市農業委員会総会を開催いたします。

本日の議事録署名委員の指名を行います。議事録署名委員は、7番澤田誠規委員、8番今津久雄委員にお願いします。

なお、2番保田稔推進委員より宿毛市農業委員会規程第10条の規定による欠席の申出がありましたので、報告します。

○議長 これより議事に入ります。

議案第1号「農地法第3条許可申請審査について」を議題といたします。事務局と委員より、議案の説明をお願いします。

○事務局員 それでは説明いたします。今回の申請は7件です。内訳は、売買が4件、贈与が3件となっております。

番号23番です。場所は5ページに位置図をつけております。大字山田譲渡人の実家付近の農地などあわせて3筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりますが、県外に在住しておりこの度農地を処分することとなりました。地元の方へ売買で譲り、取得後は季節野菜を作る予定となっております。

本申請は双方から委任を受けた四万十市の坂本行政書士から提出されております。全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号24番です。場所は6ページに位置図をつけております。大字押ノ川、地区内の大きく7か所に広がる農地のあわせて18筆になります。

贈与で、取得後は、田では水稻を畑では季節野菜や果樹を予定とのことです。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして番号25番です。場所は7ページに位置図をつけております。大字伊与野。譲受人の自宅に隣接する農地2筆になります。

売買で、取得後は畑で季節野菜を作るとの計画が出されております。

なお、本案件は、前回（1月25日）総会にて、譲受人の子の名義で申請があり総会で審議のうえ許可書を交付していましたが、その後、子が新規就農者であり研修期間中であることが分かり、研修期間中に農地を取得することが困難であると産業振興課から指摘がありました。今後の対応を協議した結果、前回の申請は取り下げて申請者を親に変更の上再度申請をすることとなりましたことを申し添えます。

本申請は、双方から委任を受けた四万十市の荒井浄行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号26番です。場所は7ページに位置図をつけております。大字田ノ浦、森田酒店から少し奥に入った農地1筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりますが、県外に在住しておりこの度農地を処分することとなりました。親族間の贈与で、取得後は季節野菜を作る予定となっております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号27番です。場所は8ページに位置図をつけております。大字中角、譲受人の自宅周辺、中の谷川沿いの農地1筆になります。

売買で、取得後は、櫛（シキミ）作る予定とのことです。

本申請は、双方から委任を受けた山下行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号28番です。場所は9、10ページに位置図をつけております。大字戸内、譲受人の自宅に隣接する農地のほか、地区内大きく3か所の農地、あわせて10筆になります。

贈与で、取得後は田では水稻を、畑では季節野菜を作る予定とのことです。

本申請は、双方から委任を受けた四万十市の坂本行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

続きまして、番号29番です。場所は11ページに位置図をつけております。大字押ノ川、国道56号線を挟み地区内の8か所に点在する農地、あわせて23筆になります。

譲渡人は、相続により農地を取得しておりますが、市外に在住しておりこの度農地を処分することとなりました。取得後は田では水稻を、畑では直七を作る予定となっております。

本申請は、双方から委任を受けた四万十市の西川行政書士から提出されております。

全部事項証明書のほか、耕作計画書も添付されており、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えております。

今回の3条許可申請は以上になります。

○議長 続きまして、23番について山田地区担当の今津委員より説明をお願いします。

○今津委員 **【議案書をもとに23番朗読】**
今津委員より発言。

○議長 松本推進委員の退室を求めます。

(松本推進委員 退室)

○議長 続きまして、24番について押ノ川地区担当の田村委員より説明をお願いします。

○田村委員 **【議案書をもとに24番朗読】**
田村委員より発言。

○議長 続きまして、25番について伊与野地区担当の寺田委員より説明をお願いします。

○寺田委員 **【議案書をもとに25番朗読】**
寺田委員より発言。

○議長 続きまして、26番について田ノ浦地区担当の羽賀委員より説明をお願いします。

- 羽賀委員 【議案書をもとに26番朗読】
羽賀委員より発言。
- 議 長 続きますして、27番について中角地区担当の山本委員より説明をお願いします。
- 山本委員 【議案書をもとに27番朗読】
山本委員より発言。
- 議 長 続きますして、28番について戸内地区担当の私のほうから説明します。
- 会 長 【議案書をもとに28番朗読】
会長より発言。
- 議 長 続きますして、29番について押ノ川地区担当の田村委員よろしくお願ひ
します。
- 田村委員 【議案書をもとに29番朗読】
田村委員より発言。
- 議 長 事務局と委員さんより説明がありましたが、これに対するご意見や、ご
質問はございませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 これより採決を致します。議案第1号「農地法第3条許可申請審査につ
いて」7件の報告がございました。審議の結果、問題ないということですので、
原案のとおり決することにご異議ございませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしということですので、「議案第1号」7件は、許可することに決

しました。

○議 長 松本推進委員の入室を許可します。

(松本推進委員 入室)

○議 長 続きまして、議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」を議題といたします。

○議 長 事務局と委員より議案の説明をお願いいたします。

○事務局員 議案書は9ページになります。今回は7件になります。内訳は再設定が5件、新規が2件です。

番号6番。再設定です。場所は大字幸町、焼き肉いいじんの裏側に広がる農地のうちの1筆になります。

地目は田で、ネギを作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

番号7番。再設定です。場所は大字和田、松田川小学校向かい側に広がる松田川沿いの農地のうちの1筆になります。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

番号8番。再設定です。場所は大字芳奈、芳奈川沿いに広がる農地のうちの3筆になります。

地目は田で、いずれも水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

番号9番。再設定です。場所は大字芳奈、県道橋上平田線と市道が交わる三差路から少し奥へ進んだ市道沿いに広がる農地のうちの1筆。

地目は田で、水稻を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

番号10番。再設定です。場所は大字黒川、ミサイジ川沿いに広がる農地のうちの1筆と井垣自動車の隣の農地2筆のあわせて3筆になります。

地目は田で、いずれも水稲を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

番号11番。新規設定です。これまで5年間の利用権が設定されておりましたが、期間満了に伴い相手方を変更し改めて設定するものです。

場所は大字黒川。中村宿毛道路平田インター付近、中筋川沿いに広がる農地のうちの2筆。地目は田で、いずれも水稲を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

最後に番号12番。こちらも新規設定です。先ほどと同様にこれまで5年間の利用権が設定されておりましたが、期間満了に伴い相手方を変更し改めて設定するものです。

場所は大字黒川。ミサイジ川沿いに広がる農地の1筆。地目は田で水稲を作るとの計画が出されています。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしている（別紙調査書）と考えております。

今回の利用権設定は以上になります。

○議長 田村委員の退室を求めます。

（田村委員 退室）

○議長 続きまして、受付番号6番について、街区担当の松本委員お願いいたします。

○松本委員 【議案書をもとに6番朗読】

松本委員より発言。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はありませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 なければ再設定ですので、採決に入ってよろしいでしょうか。
これより採決をいたします。

議案第4号「宿毛市農用地利用集積計画について」受付番号6番の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしということですので、「議案第4号」受付番号6番は、市に通知することに決しました。

○議 長 田村委員の入室を許可します。

(田村委員 入室)

○議 長 続きまして、受付番号7番について、和田地区担当の田村委員お願いいたします。

○田村委員 **【議案書をもとに7番朗読】**
田村委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号8番及び9番について、芳奈地区担当の澤田委員お願いいたします。

○澤田委員 **【議案書をもとに8番及び9番朗読】**
澤田委員より発言。

○議 長 続きまして、受付番号10番から12番について、黒川地区担当の小川委員お願いいたします。

- 小川委員 【議案書をもとに10番及び12番朗読】
小川委員より発言。
- 議 長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問は
ありませんか。
- (審議中)
- 議 長 ほかに意見はございませんか。
- (「なし」との声あり)
- 議 長 なければ再設定ですので、採決に入ってよろしいでしょうか。
これより採決をいたします。
議案第2号「宿毛市農用地利用集積計画について」7件の報告があり、
審議の結果問題ないということですので、原案のとおり決することにご異
議ありませんか。
- (「異議なし」との声あり)
- 議 長 異議なしとすることですので、「議案第2号」7件は、市に通知すること
に決しました。
- (産業振興課舩谷係長 入室)
- 議 長 続きまして、議案第3号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」
を議題といたします。
産業振興課 舩谷係長より議案の説明をお願いいたします。
- 舩谷係長 (担当課説明)
- 議 長 続きまして、除外の整理番号3番について、橋上地区担当の濱田委員お
願いいたします。
- 濱田委員 【資料をもとに3番朗読】
濱田委員より発言。

○議 長 続きまして、除外の整理番号4番について、鷺洲地区担当の山口委員お願いいたします。

○山口委員 【資料をもとに4番朗読】
山口委員より発言。

○議 長 担当課と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。
議案第3号「宿毛市農業振興地域整備計画の変更について」担当課よりの説明と委員より2件の報告があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの計画を適当と認め市に答申することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第3号」2件は、市に答申することに決しました。

○議 長 続きまして、議案第4号「一般社団法人 スタートアグリカルチャーすくも農地利用集積円滑化事業規程の制定について」を議題といたします。
産業振興課 舛谷係長より議案の説明をお願いいたします。

●舛谷係長 (担当課説明)

○議 長 担当課より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議 長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議 長 これより採決をいたします。

議案第4号「一般社団法人スタートアグリカルチャーすくも農地利用集積円滑化事業規程の制定について」担当課よりの説明があり、審議の結果問題ないということですので、原案のとおりこの規程について承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議 長 異議なしとすることですので、「議案第4号」については、承認することに決しました。

(産業振興課 舩谷係長 退室)

○議 長 続きまして、協議事項に入ります。

非農地の報告について、事務局と委員よりお願いします。

○事務局長 事務局より非農地証明についてご報告いたします。

番号45番。申請場所、所在地平田町戸内。登記地目畑。地図の方は19ページになります。場所は、主要地方道土佐清水宿毛線を三原方面に進み仁井田橋を渡り右折した奥の土地で平成5年頃、建物を建て宅地として使用し現在に至る。

次に、番号46番。申請場所、所在地宇須々木。登記地目田3筆。地図の方は20ページになります。場所は、主要地方道宿毛津島線を宇須々木川沿いに奥に入った土地で343番1、343番3は、平成4年に倉庫を建築し宅地として使用し347番1は、平成10年に駐車場を設置し雑種地として使用し現在に至る。

次に、番号47番。申請場所、所在地中角。登記地目畑。地図の方は21ページになります。場所は、主要地方道宿毛津島線を中角地区に入り中

角ふれあい市場の手前を奥に入った土地で昭和 60 年頃より駐車場として使用し現在に至る。

次に、番号 48 番。申請場所、所在地山奈町芳奈。登記地目田 3 筆。地図の方は 22 ページになります。場所は、県道橋上平田線を芳奈方面に進み左折し向山橋を渡り直進した右側の土地で約 20 年前から耕作放棄し原野となり現在に至る。※ 48 番は取り下げになりました。

次に、番号 49 番。申請場所、所在地藻津。登記地目畑 2 筆。地図の方は 23 ページになります。場所は、主要地方道宿毛城辺線を藻津地区に入り藻津川を渡り脇本海岸の前の道を左折した土地で約 50 年前から耕作放棄し山林となり現在に至る。

次に、番号 50 番。申請場所、所在地平田町戸内。登記地目畑 2 筆。地図の方は 24 ページになります。場所は、工業団地内のタイム技研高知工場前の土地で約 50 年前から耕作放棄し山林となり現在に至る。

以上 6 件につき、農地への復帰は困難と考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長 続きまして、受付番号 45 番及び 50 番について、戸内地区担当の私のほうから説明いたします。

○会長 【議案書をもとに 45 番及び 50 番について朗読】
会長より発言。

○議長 続きまして、受付番号 46 番及び 49 番について、西地区担当の山口委員お願いいたします。

○山口委員 【議案書をもとに 46 番及び 49 番について朗読】
山口委員より発言。

○議長 続きまして、受付番号 47 番について、中角地区担当の山本委員お願いいたします。

○山本委員 【議案書をもとに 47 番について朗読】
山本委員より発言。

○議長 続きます、受付番号48番について、芳奈地区担当の澤田委員お願いいたします。

○澤田委員 【議案書をもとに48番について朗読】
澤田委員より発言。

○議長 事務局と委員より説明がありましたが、これに対するご意見、ご質問はございませんか。

(審議中)

○議長 ほかに意見はございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長 これより採決をいたします。
非農地証明6件につきましては、審議の結果問題ないということで、
適当と認め証明することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長 異議なしということですので、非農地証明6件は、証明することに決しました。

○議長 事務局より報告事項があります。

○事務局長 (県に送付した結果の報告について)
第809回宿毛市農業委員会総会で承認となり、県に意見を付して送付した、農地法第5条申請(受付番号15号・16号)について、県より許可の決定がありましたので報告いたします。

○事務局長 (平成31年度の総会の日程について)
配布しております平成31年度の総会の日程についてご説明いたします。
新年度、改選はありませんので月1回の開催となります。この内容で提案いたしますので確認をよろしく申し上げます。

○議 長 事務局より説明がありました。ご質問、ご意見はありませんでしょうか。

○議 長 異議なしということですので、平成 31 年度の総会の日程はこの案の通りといたしますのでよろしくをお願いします。

○事務局員 (平成 31 年度農作業臨時雇用標準賃金 (案) について)
続きまして、資料 2 の「平成 31 年度農作業臨時雇用標準賃金 (案)」をご覧ください。こちらは毎年この時期の総会で審議をさせていただいております。お手元の資料でも確認していただけたと思いますが、ここ数年来、金額に大きな変化はありません。案も前年度と同じ額を入れております。前年ここで協議したときも、それぞれ場所によって少しずつ違い、地区によっても少しずつ違いがあると。なかなか難しいという話もありましたが、毎年このような形で、総会で諮る必要がありますので、ご審議をお願いしたいと思います。

○事務局員 (宿毛市賃借料情報について)
続きまして、資料 3 の「宿毛市賃借料情報」という書類をご覧ください。これも毎年この時期に集計しているものでして、数字につきまちは全国農業会議所が作成した「農地の賃借料情報提供の手引き (改訂版)」というものに従って集計して出したものです。簡単にご説明致しますと、平成 30 年 1 月から 12 月までの 1 年間の利用権申請があった賃借を集計し、平均を出したものです。このような形で情報提供をすることとなっております。これはホームページ等で公表することになりますので、誤字等がなければこのまま掲載したいと思いますので、ご審議をよろしくをお願いいたします。

○議 長 事務局より 3 件の説明がありました。何か質問はありませんか。

○寺田委員 (宿毛市賃借料情報について質問あり)

○議 長 なければ、今、事務局から説明があったとおりで行きますので、よろしくをお願いします。最後に事務局より報告がありますのでお願いします。

○事務局員 (「平成 30 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価 (案)」と「平成 31 年度の目標及びその達成に向けた活動計画 (案)」)

最後に、資料4の「平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）」と「平成31年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）」をご覧いただきたいと思います。これは毎年この時期に行っていることですが、まず案を作成し、これを今後宿毛市のホームページで公開します。その後、ご意見等あればそれを反映したり検討したりしつつ、今後5月の総会で最終的な内容を決定し、ホームページで公開する流れになります。

今回はまずその案の作成ということになり、先掛けて議案書の送付時に同封しておりましたが、事務局案でよろしいかどうかご協議頂ければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長 事務局から説明がありました。何かご質問はありませんか。

（「はい」との声あり）

○議長 ないようでしたら、事務局にお願いいたします。

○事務局員 先程も申しましたように今回事務局で案を作成いたしました。お持ち帰りいただきお気付きの点等ありましたら、事務局までお問い合わせをいただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長 ほかに何かありませんか。

○事務局員 （活動記録簿の提出について）

続きまして、本日は活動記録簿の提出をいただきありがとうございました。本日提出いただきました活動記録簿については、このあと事務局で内容を点検、確認後、後日郵送にて返却予定ですのでお知らせいたします。

新年度も定期的に活動記録簿の提出をお願いいたしますので、日頃の活動の記録について、記録簿への記載漏れがないようご注意願います。

今後、これまでの記録簿の内容を精査し、事業実績を取りまとめ報酬の算定を行い、3月下旬にこれまで1年間の活動実績に基づく報酬の支給を予定しています。詳細につきましては、追ってお知らせいたします。

○事務局員 （次回総会の日程について）

次回総会の日程についてお知らせします。4月5日（金）午後1時30分から行いますのでよろしくお願いいたします。

○議 長 ほかに何かありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長　それでは、以上で今期定例会の議事はすべて終了いたしました。これで第810回宿毛市農業委員会総会を閉会します。

午後3時00分閉会

平成31年3月1日

会　長

農業委員

農業委員